

# 企画競争説明書

業務名称： 東ティモール国ブルト灌漑施設改修計画フォローアップ協力（施設応急対策）

案件番号： 20a00035

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年3月4日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2020年3月4日（水）

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：東ティモール国ブルト灌漑施設改修計画フォローアップ協力（施設応急対策）

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款難型：

— ( ) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年5月～2022年1月

第Ⅰ／Ⅱ期：2020年5月～2020年12月

第Ⅱ／Ⅱ期：2021年10月～2022年1月

### 4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

調達部 契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

【事業実施担当部】

資金協力業務部 実施監理第三課

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（例：特定の排除者はありません。）

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし、

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要

に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年3月11日（水） 12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。  
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2020年3月16日（月）までに当機構ホームページ上に行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年3月23日（月） 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参  
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。  
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効  
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
  - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
  - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
  - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
  - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書  
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。  
URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>
  - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
  - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
    - a) 旅費（航空賃）
    - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
    - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
    - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - 3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
    - a) 現地通貨 =US\$使用
    - b) US\$ 1 =109.122 円
    - c) EUR 1 =120.121 円

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザ

ル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／施設計画 (3号)
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 2.65M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評

価を加味。

6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年4月10日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点  
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
  - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ②業務の実施方針等
  - ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点\*
  - ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知書の日付から10営業日以内に調達部契約第一課([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp))宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、10営業日を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
    - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
    - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
  - 2) 公表する情報
    - ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
    - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
    - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
    - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
  - 3) 情報の提供方法  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。
- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表  
契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

- (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後 10 営業日以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
  - 1) 類似業務の経験  
注) 類似業務：灌漑施設の設計・施工に係る各種業務
  - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
  - 3) その他参考となる情報
- (2) 業務の実施方針等
  - 1) 業務実施の基本方針
  - 2) 業務実施の方法
    - 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。
  - 3) 作業計画
  - 4) 要員計画
  - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
  - 6) 現地業務に必要な資機材
  - 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
  - 8) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
  - 1) 業務管理体制の選択  
本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。
  - 2) 評価対象業務従事者の経歴  
評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
    - 業務主任者／施設計画（3号）  
各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。  
【業務主任者（業務主任者／施設計画）】
      - a) 類似業務経験の分野：灌漑施設の施設計画に係る各種業務
      - b) 対象国又は同類似地域：東ティモール国及びその他全途上国
      - c) 語学能力：英語
      - d) 業務主任者等としての経験

### 2 プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名して下さい。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自

社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## 第3 特記仕様書

### 1. 業務の背景

我が国は東ティモール国政府の要請を受けて、2013年度に無償資金協力「ブルト灌漑施設改修計画」の実施を決定し、マナツト県とバウカウ県の県境に位置するブルト灌漑地区を対象に、安定的な灌漑用水の供給によるコメの生産増加に寄与することを目的に、取水施設及び灌漑水路の整備を実施し、2017年1月に完成した。

2019年1月に上記事業で建設した護岸擁壁の一部において、背面盛土が大きく陥没し、擁壁の傾倒が見られる旨、実施機関よりJICA東ティモール事務所(以下「JICA事務所」という。)に連絡があった。JICAは2019年2月に事後現状調査を実施し、陥没に対して応急的な埋戻し工事の方法について助言を行い、その内容を踏まえて応急対策が実施された。その後、河川水位が低下した2019年9月の乾期に「東ティモール国ブルト灌漑施設改修計画フォローアップ(調査)」(以下「FU調査」という。)を開始し河床を実査したところ、護岸擁壁の基礎の根入れより深い河床洗堀が擁壁前面に局所的に生じており、擁壁基礎周辺や背面の盛土の吸出しが生じ、基礎地盤の支持力低下により擁壁の傾倒が発生したことが確認された。

本件施設の設計に際しては、河床部の地質調査の結果、既往の灌漑施設の状況も参考に、洪水時に生じる河床洗堀深に対する安全性を考慮し、根固め工として擁壁前面にフトン籠を設置したが、①河道・河床の変動により流水が右岸(擁壁)側に集中する傾向にあること、②洪水時、夜間に土砂吐ゲートを常時開放する運用を行っていたこと等に起因して、護岸擁壁の前面に擁壁基礎の根入れより深い局所的な河床洗堀が発生したものと推定された。

土砂吐ゲート運用の改善については、事後現状調査の助言を受けて、当灌漑地区で実施中の技術協力プロジェクト「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」(以下「技プロ」という。)でJICA専門家による技術支援を行っている。また、擁壁背面の盛土の流出と擁壁の傾倒の直接的な原因である土砂吐ゲート下流部の河床の局所洗堀に対し、FU調査において2019年の乾期に応急的な根固め工を設置した。施設は依然として脆弱であり、雨期の洪水による被害の拡大を避けるために、次乾期の開始(2020年6月)とともに対策工事に着手する必要がある。この対策工事の実施のために本フォローアップ協力を実施する。

### 2. フォローアップ協力(施設応急対策)の概要

#### (1) プロジェクト目標

ブルト灌漑施設の護岸構造物の機能保全を目的として、施設応急対策を実施する

#### (2) プロジェクトの成果

FU調査の結果にもとづき、以下の対策を実施する。

- ・河床洗堀防止のための対策工事
- ・傾倒した護岸擁壁の補修工事

#### (3) 対象地域(サイト)

東ティモール国マナツト県およびバウカウ県の県境に位置するブルト灌漑地区

#### (4) 関係官庁・機関

東ティモール国農業水産省(Ministry of Agriculture and Fisheries)

#### (5) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- (無償資金協力) 東ティモール国「ブルト灌漑施設改修計画」
- (技術協力) 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト

### 3. 業務の目的

ブルト灌漑施設の護岸構造物の機能保全を目的として、河床洗掘防止の対策工事および護岸擁壁補修工事を実施する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、「東ティモール国ブルト灌漑改修計画フォローアップ協力(施設応急対策)」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 実施機関への働きかけ

本件施設は中央政府によって整備されたことから農業水産省が整備・補修する責任を有している。また、日常的にはマナツト県農業事務所およびバウカウ県農業事務所が維持管理を行っている。

本件で実施する工事の発注者はJICA事務所である。受注者はJICA事務所の指示のもと、今後の実施機関の施設運営に対する主体性、持続性を確保するために農業水産省担当部局との連絡を密にし、入札、施工監理、竣工等に同省担当者に適切な連絡を行い、必要に応じ現場立会の調整を行う。

#### (2) 施工監理体制

受注者は現地施工業者がJICA事務所に提出する施工計画等の書類、及び工事段階毎の出来高・出来形・品質・数量等を確認し、安全管理が適切に行われるよう常駐施工監理を行う。また、農業水産省、及び現地施工業者の立ち合いのもと、完成検査および完成一年後の瑕疵検査を行う。

#### (3) 実施中技プロとの連絡調整

無償資金協力で実施したブルト灌漑施設の幹線水路の一部において、水路からの漏水が確認されている。実施機関である農業水産省が定期的な維持管理の一環として補修する必要があるが、維持管理上の緊急性を鑑み、実施中の技プロの活動として技術支援を行う予定である。本件工事実施時期である乾期に行う予定であり、受注者は技プロに携わるJICA専門家等との連絡調整を行うこと。

### 6. 業務の内容

#### 【Ⅰ／Ⅱ期】

#### (1) 国内準備作業

本業務の業務従事者は、フォローアップ協力の仕組み及び手続き、及びFU調査の成果を十分に把握したうえで、工事の実施に必要な以下の準備を行う。

ア. 業務計画書(業務の実施方針と実施体制を含む)の作成

イ. FU調査で実施した応急的な根固め工の現況評価のための調査方針の検討

#### (2) 入札図書(案)の準備と配布

(1)で整理・検討した確認項目に基づき、工事対象施設を実査するとともに、実施済みの根固め工に対する洪水等の影響を評価し、入札図書(案)に対して必要な修正を行う。また、入札図書配布に際して、JICA事務所による指名競争入札に参加する指名

業者への図書配布を支援する。

(3) 入札補助

JICA事務所による現地施工業者の調達については、受注者は、指名業者の選定、入札図書の配布、入札図書に係る技術的な質問等への回答、入札会開催の支援等のために技術支援者として人員を配置し対応する。

JICA事務所による開札手続きの後、受注者は応札図書を審査して入札評価を行い、入札評価報告書をJICA事務所に提出する。また、JICA事務所による入札評価報告書の決裁をもって第一交渉権者と工事内容、工期、配置人員、技術仕様、支払い方法等について交渉し、同結果を取り纏め、契約交渉結果報告書としてJICA事務所へ提出する。

(4) 施工監理

契約書にて規定される仕様書、設計図等に則って、現地施工業者が所定の品質を確保しながら工程どおり施工を行うよう、以下の業務を行う。また、工事期間中は、農業水産省及びJICAに対し月報を提出する。

1) 安全管理の徹底

対策工事が安全に行われるよう、現地施工業者による安全管理対策を確認し、必要に応じて指導を行う。なお、対象者は農業水産省の協力のもと選定するものとする。

2) 施設利用者に対する工事説明会の支援

受注者は工事着工に先立ち、農業水産省と現地施工業者による施設利用者等への工事説明会の開催を支援する。

3) 工程及び品質管理

現地施工業者による施工計画、品質管理計画等の書類を検査し、必要であれば修正を指示する。工事に使用される各種材料・資材等の承認や検査を行い、工事段階毎の出来高・出来形・品質・数量等の確認・検査を現地で行う。

4) 設計変更への対応

工事内容や資機材の仕様等について入札図書から変更する必要がある場合、事前に変更内容及びその理由と妥当性についてJICA事務所に報告する。設計変更方針についてJICA事務所の承認を得た上で、施工業者が変更した設計に基づく工事を行うために必要な指示を行う。

設計変更により施工業者との契約額に増減が生じる場合は、施工業者が提出する積算書類及び積算根拠を精査して、必要な契約変更を行うようJICA事務所を支援する。

5) 竣工検査

工事完了後、竣工検査に必要な書類等を準備の上、竣工検査日を前もって監督職員及び分任監督職員に通知し、竣工検査報告書を農業水産省、及びJICA事務所に説明し、提出する。また、農業水産省立会いによる検査終了後、JICA事務所と現地施工業者との契約書にて規定される完工証明書等の書類を発行する。

## 【Ⅱ／Ⅱ期】

### (5) 瑕疵検査

完工後、11か月以降、12か月以内に瑕疵検査を実施し、現地施工業者の瑕疵と判断される施設不具合・損傷等について、現地施工業者への是正を指導し、その補修内容を確認する。また、受注者は瑕疵検査後、瑕疵検査報告書を農業水産省及びJICA事務所に説明、提出し、瑕疵検査証明書等の書類を発行する。

なお、受注者は本事業で施工された構造物、河床、擁壁の安定性などを確認するための方法、及びベースラインの設定方法についてプロポーザルで提案すること。

### (6) 業務完了報告書作成

上記の業務実績を取りまとめ、業務完了報告書として、JICA資金協力業務部に説明し、提出する。

## 7. 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

	報告書	部数	提出期限・時期
【Ⅰ／Ⅱ期】	(1) 入札図書(確定版)	英文2部	2020年5月19日
	(2) 竣工検査報告書	和文2部 英文1部	2020年12月
【Ⅱ／Ⅱ期】	(3) 瑕疵検査報告書	和文2部 英文1部	瑕疵検査完了1ヵ月以内
	(4) 業務完了報告書	和文2部 英文1部	2021年12月まで

注1) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。

注2) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画（案）

2020年5月上旬～2022年1月

第 I / I I 期：2020年5月～2020年12月

第 I I / I I 期：2021年10月～2022年1月

年度	2020年								2021年		2022年
	乾期				雨期				雨期		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	11月	12月	1月
入札準備	■										
入札図書配布	▲										
調達	■										
工事契約			▲								
施工			■								
瑕疵検査									■		

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務実施人月：約7.58M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 業務主任者／施設計画（3号）
- 2) 施工監理

### 3. 対象国の便宜供与

カウンターパートの配置

### 4. 業務用機材

本業務における機材調達は想定していない。

### 5. 現地再委託

現地再委託は想定していない。

### 6. 特殊傭人

業務補助、通訳などの現地傭人の傭上を可とするので、本見積りに計上すること。

### 7. 参考資料

(1) 配布資料

- ・東ティモール国ブルト灌漑施設改修計画準備調査報告書（2013年9月）
- ・東ティモール民主共和国国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト中間レビュー調査報告書（2019年5月）
- ・東ティモール国ブルト灌漑施設改修計画フォローアップ協力（調査）報告書（2020年3月）
- ・東ティモール国ブルト灌漑施設改修計画フォローアップ協力（施設応急対策）入札図書案（2020年3月）

## (2) 閲覧資料

本案件に関する報告書は、以下のリンク（JICA図書館）にて閲覧・ダウンロードが可能です。

- ・東ティモール民主共和国ブルト灌漑施設改修計画準備調査報告書（2013年9月）

<https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000012673.html>

- ・東ティモール民主共和国国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト中間レビュー調査報告書（2019年5月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041314.html>

## 8. その他の留意事項

### (1) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### (2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上



## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50.00)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	(50.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／施設計画	(50.00)	
ア) 類似業務の経験	20.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	
ウ) 語学力	8.00	
エ) 業務主任者等としての経験	10.00	
オ) その他学位、資格等	7.00	
② 副業務主任者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) 業務主任者等としての経験		
オ) その他学位、資格等		
③ 業務管理体制、プレゼンテーション		
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
イ) 業務管理体制		
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：</b>		
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		